

香川県条例第19号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7</p> <p>(8)～(12) 略</p>		
<p>(指定試験機関等への納入等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）が行う同条第2項に規定する特定講習を受けようとする者は、別表第7の29の項に定める手数料を、受講の際に、当該指定講習機関に納めなければならない。</p> <p>3 略</p>			<p>(指定試験機関等への納入等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）が行う同条第2項に規定する特定講習を受けようとする者は、別表第7の26の項に定める手数料を、受講の際に、当該指定講習機関に納めなければならない。</p> <p>3 略</p>		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種 別	区 分	金 額	種 別	区 分	金 額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>	12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>

イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>7,700円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,600円</u>
(2) 普通自動車免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>
イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>3,050円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,200円</u>
(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型	

イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>8,650円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,950円</u>
(2) 普通自動車免許に係る試験	
ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,100円</u>
イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,050円</u>
ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>3,400円</u>
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,400円</u>
(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型	

<p>自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第</p>	<p>1件につき1,750円</p> <p>1件につき1,900円</p> <p>1件につき3,050円</p> <p>1件につき1,900円</p> <p>1件につき1,500円</p> <p>1件につき1,750円</p> <p>1件につき1,900円</p>	<p>自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき2,000円</p> <p>1件につき2,950円</p> <p>1件につき2,050円</p> <p>1件につき1,650円</p> <p>1件につき2,000円</p>
--	--	---	--

	<p>3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき7,650円</p> <p>1件につき4,600円</p> <p>1件につき1,700円</p> <p>1件につき1,550円</p> <p>1件につき4,550円</p> <p>1件につき3,000円</p>							
	<p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき7,700円</p> <p>1件につき4,500円</p> <p>1件につき2,000円</p> <p>1件につき1,650円</p> <p>1件につき4,750円</p> <p>1件につき3,100円</p>							
13 仮運転免許取得者検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の</p>	<p>1件につき6,950円</p> <p>1件につき3,850円</p>		13 仮運転免許取得者検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の</p>	<p>1件につき7,650円</p> <p>1件につき3,950円</p>			

	<p>場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>4,900円</u></p> <p>1件につき<u>4,050円</u></p>
14 再試験手数料	<p>(1) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき<u>2,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>3,250円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p> <p>1件につき<u>1,000円</u></p>

	<p>場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>5,300円</u></p> <p>1件につき<u>4,300円</u></p>
14 再試験手数料	<p>(1) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき<u>3,050円</u></p> <p>1件につき<u>2,050円</u></p> <p>1件につき<u>3,550円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>1,150円</u></p>

15 免許証 交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証ア 一の種類に係る免許証を交付する場合 イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (2) 仮運転免許に係る免許証	1件につき <u>2,050円</u>  2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額  1件につき <u>1,100円</u>
16 免許証 再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 仮運転免許に係る免許証	1件につき <u>3,600円</u>  1件につき <u>1,100円</u>
17 免許証 更新手数料	(1) 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,500円</u>  1件につき <u>2,500円</u>
18 免許証 更新申請 経由手数料		1件につき <u>550円</u>
19・20 略		
21 限定解除 審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,100円</u>  1件につき <u>1,550円</u>
22 略		
23 技能検	(1) 大型自動車免許又は中	1件につき <u>23,500円</u>

15 免許証 交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証ア 一の種類に係る免許証を交付する場合 イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (2) 仮運転免許に係る免許証	1件につき <u>2,100円</u>  2,100円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額  1件につき <u>1,200円</u>
16 免許証 再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (2) 仮運転免許に係る免許証	1件につき <u>3,650円</u>  1件につき <u>1,200円</u>
17 免許証 更新手数料	(1) 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,550円</u>  1件につき <u>2,550円</u>
18 免許証 更新申請 経由手数料		1件につき <u>600円</u>
19・20 略		
21 限定解除 審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,350円</u>  1件につき <u>1,700円</u>
22 略		
23 技能検	(1) 大型自動車免許又は中	1件につき <u>24,700円</u>

定員審査 手数料	型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1件につき <u>19,650円</u> 1件につき <u>14,500円</u> 1件につき <u>21,850円</u>
-------------	--	--

24 略		
25 教習指導員審査 手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係	1件につき <u>15,000円</u> 1件につき <u>11,800円</u> 1件につき <u>9,450円</u> 1件につき <u>12,850円</u>

定員審査 手数料	型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1件につき <u>20,500円</u> 1件につき <u>14,100円</u> 1件につき <u>22,450円</u>
-------------	--	--

24 略		
25 教習指導員審査 手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係	1件につき <u>15,650円</u> 1件につき <u>12,150円</u> 1件につき <u>9,500円</u> 1件につき <u>13,300円</u>

	る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	
26 運転経歴証明書交付手数料		略
27 運転経歴証明書再交付手数料		1件につき1,000円
28 国外運転免許証交付手数料		1件につき2,400円
29 講習手数料	(1) 略 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 (3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習 (4) 略 (5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 イ 普通自動二輪車免許に係る講習 (6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき2,450円 1時間につき2,200円 1時間につき4,150円 1時間につき4,050円 1時間につき1,400円

	る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	
26 運転経歴証明書交付手数料		略
27 国外運転免許証交付手数料		1件につき2,650円
28 講習手数料	(1) 略 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 (3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習 (4) 略 (5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 イ 普通自動二輪車免許に係る講習 (6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき2,600円 1時間につき2,300円 1時間につき4,200円 1時間につき4,100円 1時間につき1,350円



(7) 略	
(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,250円</u>
(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>650円</u>
(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
ア 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,100円</u>
イ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,750円</u>
ウ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,600円</u>
エ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,450円</u>
(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
ア 法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	1回につき <u>600円</u>
イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	1回につき <u>950円</u>
ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	
(ア) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委	1回につき <u>950円</u>

(7) 略	
(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,200円</u>
(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
ア 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,150円</u>
イ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,800円</u>
ウ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,700円</u>
エ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,550円</u>
(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
ア 法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	1回につき <u>700円</u>
イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	1回につき <u>1,050円</u>
ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	
(ア) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委	1回につき <u>1,050円</u>

	<p>員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習</p> <p>(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>ア 当該講習が令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定めるものである場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1回につき1,500円</p> <p>1回につき9,200円</p> <p>1回につき13,350円</p>
30 任意運転者講習手数料	<p>法第108条の2第2項に規定する講習</p> <p>(1) 令第37条の6第2号に規定する講習（任意運転者講習）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	1時間につき750円
31 略		

備考  
略

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,750円
	特定第一種運転免許に係る技能検	1,300円

	<p>員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習</p> <p>(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>ア 当該講習が令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定めるものである場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1回につき1,700円</p> <p>1回につき9,400円</p> <p>1回につき13,400円</p>
29 任意運転者講習手数料	<p>法第108条の2第2項に規定する講習</p> <p>(1) 令第37条の6第2号に規定する講習（任意運転者講習）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	1時間につき900円
30 略		

備考

- 略
- 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検	1,350円

	定員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,400円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,200円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,800円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円

	定員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円

	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	<u>2,450円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	<u>3,150円</u>
7 道路運送法(昭 和26年法律第183 号)第2条第3項 に規定する旅客自 動車運送事業及び 自動車運転代行業 の業務の適正化に 関する法律第2条 第1項に規定する 自動車運転代行業 に関する法令につ いての知識	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	<u>2,700円</u>

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 略

	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	<u>2,000円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	<u>3,200円</u>
7 道路運送法(昭 和26年法律第183 号)第2条第3項 に規定する旅客自 動車運送事業及び 自動車運転代行業 の業務の適正化に 関する法律第2条 第1項に規定する 自動車運転代行業 に関する法令につ いての知識	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	<u>2,750円</u>

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査

細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,150円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,750円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,450円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,400円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,500円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>1,900円</u>
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,150円</u>
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	略	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>
	略	
5 自動車教習所に	略	

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,450円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>4,800円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,000円</u>
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	略	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	略	
5 自動車教習所に	略	

関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700円

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,050円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許

関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750円

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許

に係る教習指導員審査については100円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。